

## お子様が陽性または濃厚接触者となった場合の登園の目安について

### **陽性となった場合**

#### ・有症状

次の条件をすべて満たした場合、8日目から解除

- ・発症日（0日目）の翌日から7日間経過
- ・症状軽快後24時間を経過

※7日目で症状が軽快しないときは、症状軽快時から24時間経過した場合に解除

#### ・無症状

検体採取日（0日目）の翌日から7日間を経過（8日目に療養解除）

### ★注意★

①有症状の方は、療養期間解除後も感染リスクが残存することから、検温など御家庭での健康状態の確認や、高齢者等のハイリスク者との接触、ハイリスク施設への不要不急の訪問、感染リスクの高い場所の利用や会食等を避けること、マスクを着用すること等、自主的な感染予防行動を徹底してください。（10日間を経過するまで）

### ②乳幼児の療養期間短縮はありません。

### （7日間療養期間です。）

（無症状の一般の方は療養期間5日目に検査キットによる検査で陰性の場合、6日目に療養解除が可能です。）

### **濃厚接触者となった場合**

#### 待機期間（※）を経過

※陽性の発症日（無症状の場合は検体採取日）または住居内で感染対策を講じた日、いずれか遅い方の日を0日目として5日間

なお、待機期間中に別の同居家族等（濃厚接触者）が発症した場合は、その発症日を0日目として期間を再設定しなおします。

また、親御さんが陽性となり、家庭内での親子の隔離が難しい場合（一般的には添い寝が必要な子どもの場合）は、親御さんの療養終了後の翌日から起算して5日間となります。

### ★注意★

### 乳幼児の待機期間短縮はありません。

### （5日間療養期間です。）

（一般の方は待機期間2日目、3日目に自主的な抗原定性検査で陰性だった場合、5日間を待たずに待機解除することができます。）

## 御家庭における感染拡大防止に向けた取組みについて

### 登園に当たりお守りいただきたいこと

★お子様や御家族の体調が普段と違う（発熱、のどの痛み、倦怠感等）場合は、保育園をお休みしてください。

※お子様が、常時平熱が高い場合や、おなかが緩い（下痢症）等の場合は、あらかじめ保育園にお申し出ください。

★お子様が風邪等で保育園をお休みした場合は、原則、体調が回復（発熱の場合は、解熱後24時間以上経過）した後に登園させてください。

※医師の指示（診断）がある場合は、そちらを優先して構いませんが、その際は診断書に類する書類の提出を求める場合があります。また、新型コロナウイルスやインフルエンザ等の感染症の場合は、医師等の指示に従ってください。

### 感染拡大防止対策

各御家庭で日頃から感染症対策を徹底していただいているところですが、引き続き、基本的な感染症対策の御協力をお願いいたします。

- ★こまめな換気
- ★こまめな手洗い、手指消毒等
- ★必要な場面でのマスクの着用
- ★3密の回避

◆内容は令和4年9月14日現時点のものであり、状況の変化により、今後変更する可能性があります。